

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

＜平成25年法律第64号＞

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健康やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子ども、高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

現状・背景

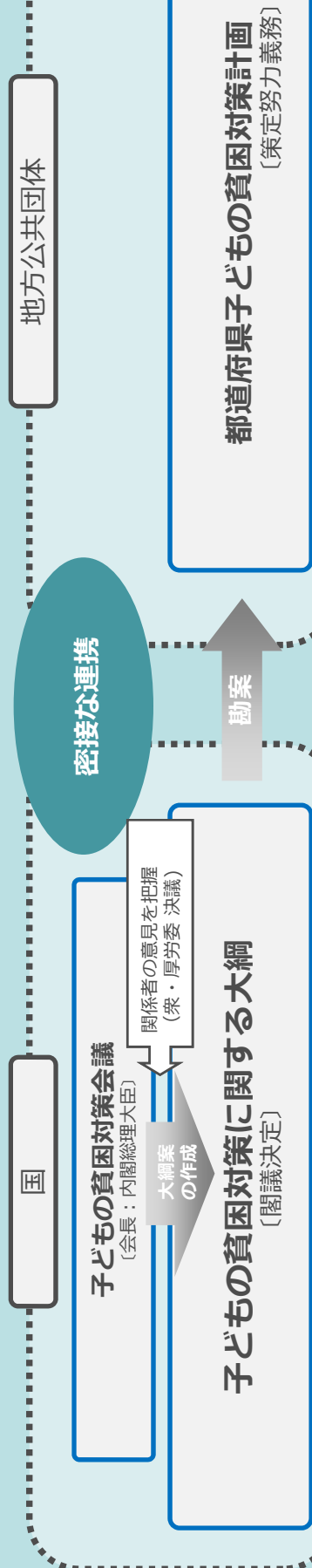
- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

子どもの貧困対策の推進に関する法律の関係政令について

関係政令を定める必要性

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第六項等に基づき、関係政令を整備することとされている。

<子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)(抄)>

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 (略)

2 ~5 (略)

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

定める関係政令

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令

○ 「子どもの貧困率」の定義

子どもの貧困率

相対的に貧困の状況にある18歳未満の者の数として
厚労大臣が定めるところにより算定した数

=

国民生活基礎統計における18歳未満の者の総数

○ 「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

被保護者で、(X+1)年度に高等学校等※2に入学した者の数

=

被保護者で、X年度に中学校※1を卒業した者の総数

※1 中学校： 中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部

※2 高等学校等： 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、
高等専門学校、専修学校の高等課程

○ その他

- ・ 子どもの貧困対策会議令
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令
- ・ 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 を定める。

(参考)

- ・ 施行日 平成26年1月17日

神原賢	神奈川県横浜市赤洲五十一番地	耕種農業
金城辰男	神奈川県横浜市磯崎町四一二十一十六	耕種農業
金城孝	神奈川県横浜市西崎六丁目十六番十四号光七 川三百二	耕種農業
金城敏	神奈川県横浜市赤洲千九百四十三番地の二十 金城ア八1111	耕種農業
玉城忠	神奈川県横浜市赤洲五百七十九ア八1111 百二号	耕種農業
玉城哲弘	神奈川県横浜市赤洲三百二十五	耕種農業
波平渡	神奈川県横浜市赤洲百四十九番地	耕種農業
伊良部友亮	神奈川県横浜市赤洲百五十二	耕種農業
垣花恵忠	神奈川県横浜市赤洲百九十四一十	耕種農業
金川均	神奈川県横浜市赤洲百七十五番地	耕種農業
神山聖	神奈川県横浜市赤洲百九十二番地	耕種農業
金城直樹	神奈川県横浜市赤洲百九十二番地 八安ア八1111百二号	耕種農業

○厚生労働省告示第八号
 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八條第
 二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に
 属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める
 政令（平成二十六年政令第五号）第一項の規定に
 基づき、子どもの貧困対策の推進に関する法律第
 八條第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護
 世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を
 定める政令第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が
 定めることにより、平成二十六年一月十七日（定
 め、同令の施行の日）（平成二十六年一月十七日）
 から適用する。

平成二十六年一月十六日
 厚生労働大臣 田村 憲久

○農林水産省告示第六十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
 三十三條の二の規定により、次のように保安林の
 指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月十六日
 農林水産大臣 林 芳正

（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
 所 山口県山口市徳地大字大土路南平五
 の二九、一五〇の二〇、宇川上東平一三三
 の二九、宇川上西平一三三の二七、一三三
 の二八、一三三の三八、一三三の三七の五三
 から一三三の七四まで、徳地野谷字山後九一
 四の二、九一四の三、九一四の五、九一四の
 六、九一四の七、九一四の七五

（一）変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができない立
 木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。

（二）関係に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに補植の方法、期
 間及び措置、次のとおりとする。
 (1) 主伐として伐採をすることができない立
 木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。

（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
 所 山口県南門市大字野中宇西平三三三
 の二、三三三の三、大の野中平野部分に限
 る。一、三三三の四、宇西ケ原三三三、宇西東
 平三三三の二以上二條について次の図を示
 す部分に限る。宇山山ケ谷五八九から五九
 七まで、宇山五九八から六〇〇まで、六四
 七の二、宇山六〇一から六〇二、六〇三
 以上三條について次の図に示す部分に限
 る。宇山六二二から六二四まで、宇山六

（一）変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができない立
 木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。

（二）関係に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに補植の方法、期
 間及び措置、次のとおりとする。
 (1) 主伐として伐採をすることができない立
 木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。

本道西平六四三の二、六四三の二、宇西野
 本道東平六四四の二、六四四の二、大字東
 山字波谷一八六六から一八六九まで、二六七
 三の二、二六七三の二、宇上南原寺一九三七
 の二、二六七三の二、二六七三の三から三
 六七三の一〇まで、三三八三の二から三八三
 五の三まで、宇西川二六六八の一、宇西ケ谷
 二六七二の一（次の図に示す部分に限る。）、
 二六七二の二から二六七二の四まで、宇東松
 ケ原二六七四の二、宇東ノ山内水邊二六七六
 二六七八（次の図に示す部分に限る。）、二六
 八〇、宇東ノ山内水邊二六七七、二六七九、宇
 東ノ山内谷田二六八一（以上二條について次
 の図に示す部分に限る。）、二六八二、宇東ノ
 山二六八一の一（次の図に示す部分に限る。）、
 二六八一の二、二六八一の三、三三八五〇（次
 の図に示す部分に限る。）、宇東ノ山内波谷尾
 二六八三、宇東ノ山波谷尾二六八四（次の図
 に示す部分に限る。）、二六八五、宇東谷二六
 八六の一から二六八六の三まで、二六八七、
 二六八八、宇東崎二六八九、宇東崎寺二六九
 一（以上二條について次の図に示す部分に限
 る。）、二六九二の二、二六九三から二六九七
 まで（以上五條について次の図に示す部分に
 限る。）、二六九八から二七〇〇まで、二七〇
 一の二、二七〇一の二、二七〇二の二以上三條
 について次の図に示す部分に限る。）、二七〇
 三から二七〇五まで、二七〇七から二七一
 一まで、宇上ノ原二七二四、二七二五、二七二
 六の二、宇上ノ原二七二七の二、宇山二七二
 二、二七二七、二七二七の二、二七二七の三、
 宇東原二七二八から二七三三まで、宇東深山
 三三三〇の一、宇東原三三三三の二、三三三
 五の三、宇東深山三三三三の四、三三三三の
 五（以上三條について次の図に示す部分に
 限る。）、宇東神山三三三四